

平成29年度災害廃棄物処理計画策定モデル事業(埼玉県さいたま市)

- 法令・指針や過去事例から各主体の役割を整理
- 周辺市町村一帯の災害廃棄物処理の中核としての役割を果たすため、関東圏域の被災自治体支援における「応援拠点(ハブ)」としての役割を検討
- 検討結果を「さいたま市災害廃棄物処理計画(平成30年3月策定)」に反映

災害廃棄物処理にあたっての本地域の課題

【政令指定都市の立場としての支援(応援拠点の視点)】

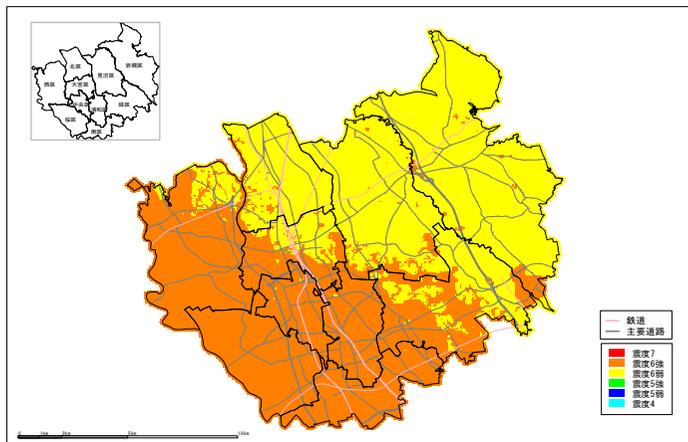
- さいたま市は政令指定都市であることから、域内の災害廃棄物処理の推進に限らず、立地特性も踏まえ、周辺市町村一帯の災害廃棄物処理の中核としての役割を果たすための具体的な検討と平時の備えが必要。

【庁内連携の必要性】

- 迅速・円滑かつ適正な災害廃棄物処理を推進するためには、廃棄物部局以外の環境保全部局、建設部局、防災部局との連携が必須であるが、災害廃棄物対応に関して情報共有・共通認識が図れていない。

被害想定

- 「さいたま市直下地震(M7.8)冬18時、風速8m/s」を対象
- 市内全域が震度6以上、南西地域は震度6強以上の被害



さいたま市直下地震における地震動分布

(出展:さいたま市地域防災計画(さいたま市 平成27(2015)年3月))

モデル事業の概要

1. 法令・指針等で規定された各主体の役割の整理
 - 廃掃法基本方針、対策スキーム、行動指針等を参考に国、県、市町村の役割を整理
2. 平成28年熊本地震における「熊本県」と「熊本市」の対応事例の整理
 - 埼玉県とさいたま市の役割・関係について検討するため、平成28年熊本地震時の県庁(熊本県)と政令市(熊本市)の対応を整理
3. 平時及び災害時における各主体の役割・連携方針の検討
 - 上記の検討結果から、さいたま市、国、県、県内市町村それぞれの役割及び連携のあり方を「平時」と「災害時」に区別して検討
4. 意見交換会の開催
 - 平成28年熊本地震の事例を中心に過去の災害廃棄物処理対応について関係者と情報共有
 - 災害廃棄物処理計画に記載する各主体との連携のあり方に関して意見交換を実施

本モデル事業の主な内容

1. 法令・指針等で規定された各主体の役割の整理

以下の法令・指針等を参考に各主体の役割を整理。

参考にした法令・指針等

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律における基本方針
- 巨大災害発生時の災害廃棄物処理に係る対策スキーム
- 大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針

2. 平成28年熊本地震における対応事例の整理

熊本県の対応(例)

- ⇒ 市町村への通知・情報提供(熊本県災害ごみ対策情報等)
- ⇒ 国への要望、広域処理の調整

熊本市の対応(例)

- ⇒ 災害廃棄物処理実行計画の作成、処理の実施・進行管理
- ⇒ 他自治体・業界団体等との調整

都道府県と政令指定都市の役割

都道府県	政令指定都市
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 発災後に被災市町村から求められると想定される技術的援助を行う ➢ 発災後の状況に応じて災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する (例:熊本地震では6市町村から一部事務を受託) ➢ 平時における災害対策の推進のため、市町村への技術的な援助・情報・知見の共有を行う ➢ 市町村間の相互支援に向けた取組の調整・推進、民間事業者との連携・協力等により関係者の役割分担を明確にしておく ➢ 国に対して必要な支援要請等を行った上で、国と連携して域内の処理全体の進捗管理に当たる 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 災害廃棄物処理は市町村の固有事務であることから、災害廃棄物の処理主体としての役割がある ➢ 災害時においても災害廃棄物処理とともに、域内のごみやし尿といった一般廃棄物についても処理を行う責務がある ➢ 被災しなかった又は被災の程度が軽かった場合は、資機材や人材の提供、広域的な処理の受入れ等、被災地での災害廃棄物処理に積極的に協力することが求められる ➢ 通常災害においても周辺市町村が被災した場合には、域内の処理のみならず、周辺市町村一帯の災害廃棄物処理の中核としての役割を積極的に果たすことが想定される (例:平成28年台風10号では、盛岡市が岩泉町を支援) (例:平成29年7月九州北部豪雨では、福岡市・北九州市が朝倉市を支援)
<p>調整役 (市町村間、関係機関)</p> <p>技術的援助 情報・知見の共有</p> <p>域内の処理全体の 進行管理</p>	<p>処理主体 (一般廃棄物、災害廃棄物)</p> <p>支援主体</p> <p>周辺市町村一帯の 災害廃棄物処理の 中核</p>

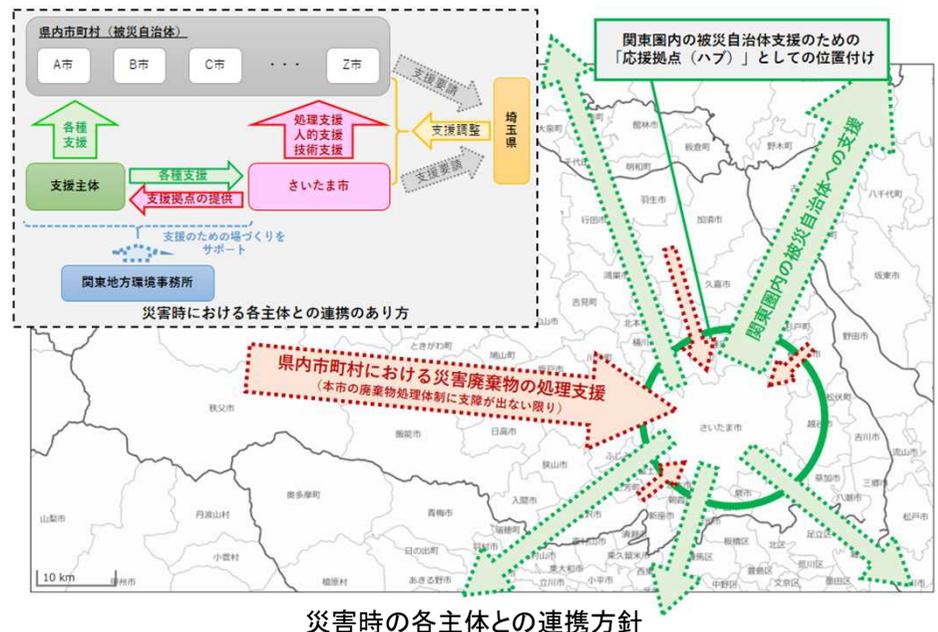
3. 各主体の役割・連携方針の検討

災害時の各主体との連携方針

- ⇒ 「被災した場合」、「被災しなかった又は被災の程度が軽かった場合」の双方の視点に基づき連携方針を検討
- ⇒ 東日本における交通の要衝であるという立地特性を踏まえ、『**応援拠点**』としての位置付けも考慮

平時の各主体との連携方針

- ⇒ 県が実施する教育・訓練やブロック協議会等を通じて、さいたま市が持つ知識・ノウハウや災害廃棄物対策に係る取組み事例等を共有・紹介していくことで、埼玉県・関東ブロック全体での災害廃棄物対策の底上げに寄与



4. 災害廃棄物処理に係る関係者による意見交換会

- 地域防災計画や庁内既存マニュアル等を参照し、廃棄物の所管課以外が関与する事項(連携が必要な事項)を抜粋提示するとともに、過去の事例等を紹介しながら災害廃棄物対応における庁内連携の必要性について情報共有。
- 災害廃棄物処理計画に記載する各主体との連携のあり方(平時、災害時)について意見交換を実施。